地方自治体への維持用建設機械の貸付について　～君津市との取組～

千葉国道事務所　管理第二課　村上　大幹

１．はじめに

地方自治体では、広域なエリアを限られた人員・予算の中で維持管理を行っている。中でも道路の維持管理（応急処理・緑地管理・清掃等）については、住民からの苦情も多く有り、課題を抱えている。

今回、君津市からの要望により、路面清掃のコスト縮減・効率化を図るため、千葉国道が保有する路面清掃車の有償貸付を行い、機械による路面清掃作業を試行的に実施した。

２．背景

２．１　君津市の現状

平成２９年１０月の台風の際、君津市内において土砂流出などの被害が発生した。君津市では、倒木処理などの優先順位の高い案件を優先して処理したが、道路清掃まで手が回っていない状況であり、約１年経過後、場所によっては路肩の堆積土砂に草が繁茂している状況となった。（写真－１）

写真－１　君津市の状況

２．２．千葉国道の状況

千葉国道の機械保有状況及び路面清掃の組合せ機械は図－１に示すとおり。

２．３．貸付車両

君津市内での CNG 車両の運用は CNG ガススタンドの関係から困難であると判断。そのため貸付機械は路面清掃車（ﾃﾞｨｰｾﾞﾙﾌﾞﾗｼ式）１台とし、その他の組み合わせ機械は君津市で準備することに決定した。（図－１、２）

路面清掃の組合せ機械

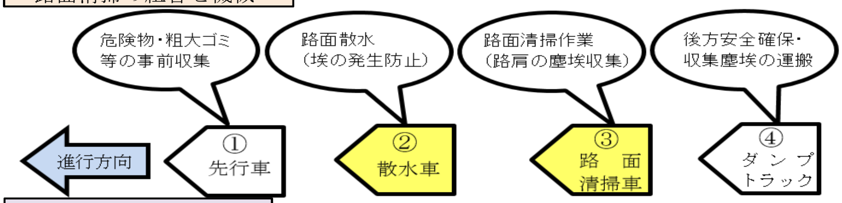

保有状況・作業形態

組合せ機械 ＼ 状況・形態	① 先行車（トラック）	② 散水車 ディーゼル	② 散水車 CNG	③ 路面清掃車 ディーゼル	③ 路面清掃車 CNG	④ ダンプトラック
千葉国道保有状況	－	－	2台	1台	2台	－
千葉国道作業形態	請負業者持込	－	官貸与	官貸与	官貸与	請負業者持込

（※CNG：天然ガス自動車）

	①	②		③		④
君津市作業形態	君津市準備	君津市準備	－	千葉国道から借用	－	君津市準備

図－１　機械保有状況及び路面清掃の組合せ機械

【貸付機械・主要諸元】

建設機械名：	路面清掃車
型　　　式：	ﾌﾞﾗｼ式ﾘｱﾘﾌﾄﾀﾞﾝﾌﾟ
機械番号：	26-1319
取得価格：	26,390,000円

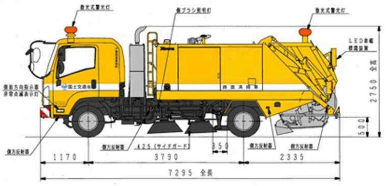

図－２　貸付路面清掃車

３．貸付手続き

地方自治体に対して建設機械の貸付の具体的な手続きについては、本局を含めてこれまで整理が行われていなかったため、本局や経理部局と連携し、関係する規則・細則について整理を行い、貸付フロー（図－３）を作成した。

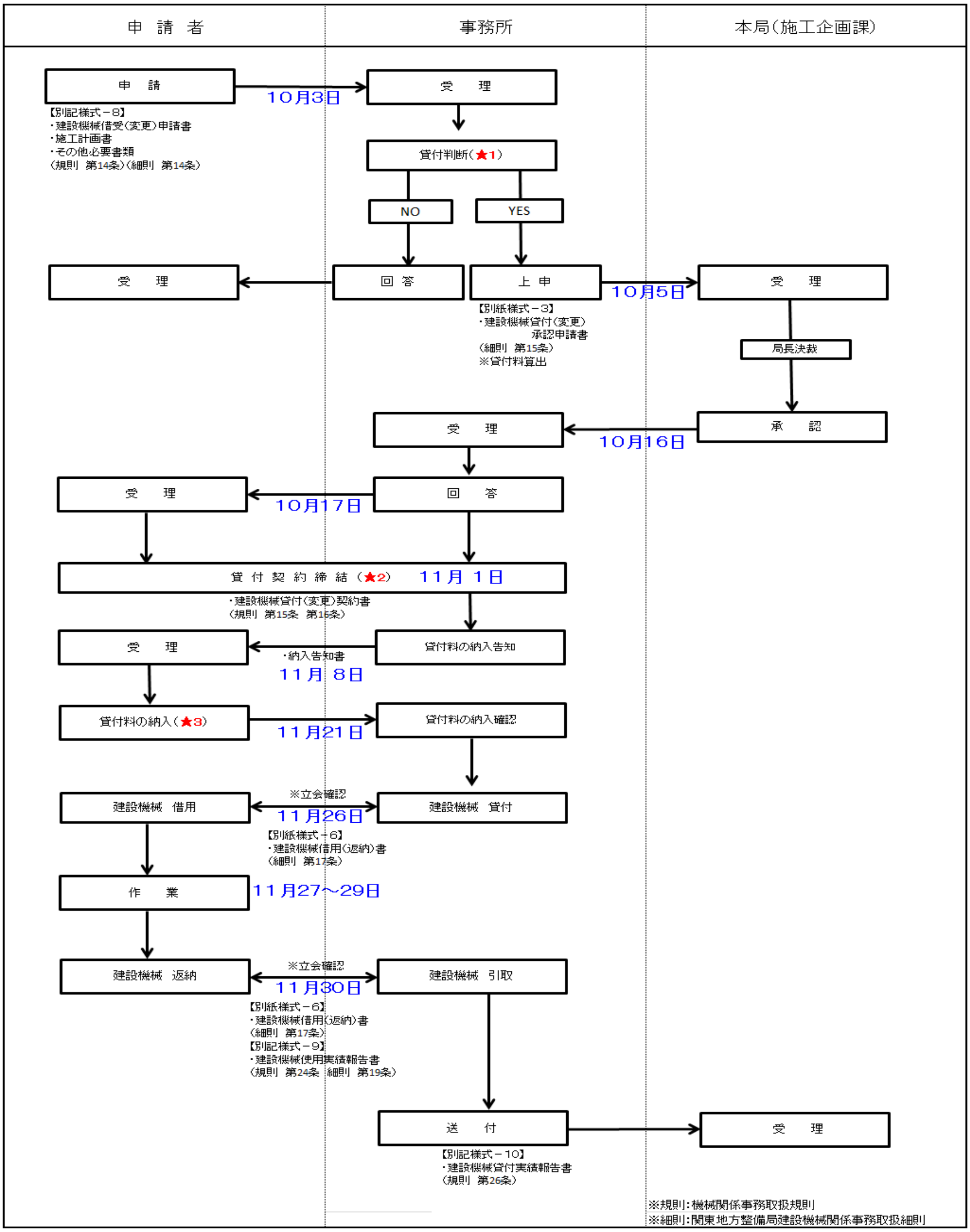

図－３　今回整理した貸付フロー

今回整理した貸付フロー（図－３）中、特に注意を必要とした事項は以下のとおり。

３．１　貸付判断（図－３中★１）

「建設機械を貸付ることが出来る場合は、建設事業の促進を図る必要があるとき又は公益上特に必要とする場合で、かつ国が施工する建設事業の遂行に支障のない場合にかぎる（規則第１３条）」、に基づき検討を行った結果、千葉国道の路面清掃作業工程を調整することで貸付可能であると判断した。

３．２　貸付契約締結（図－３中★２）

君津市長選挙に伴い、君津市長が平成30年11 月1 日付けで交代し、契約締結を新市長の名前で行えるように調整したため、契約締結まで時間を要した。

３．３　貸付料納入（図－３中★３）

「建設機械は貸付料が納入済みであることを確認した後でなければ引渡してはならない（規則第２２条）」、に基づくと、契約締結後であっても貸付料の納入が確認出来てからの貸付となるため、契約日から貸付日まで貸付料納入確認の期間が必要となった。

４．路面清掃作業

４．１　路面清掃作業結果

君津市からの報告による路面清掃作業の内容については以下の通り。

◆借用期間：　平成３０年１１月２６日～１１月３０日

◆路面清掃：　道路延長で約２０ｋｍ（３日間、１１月２７日～１１月２９日）

４．２　清掃作業中写真

写真－２　清掃作業中

写真－３　清掃作業前後（市役所付近）

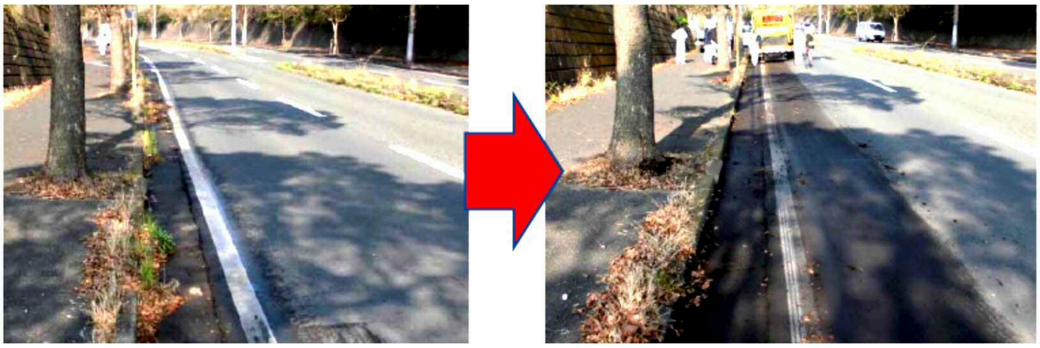

写真－４　清掃作業前後（市内大和田地先）

４．３　広報関係

今回の路面清掃作業の実施に伴い、君津市及び千葉国道でＨＰに情報を掲載し、広報活動を行った。また、君津市の協力により路面清掃車の前面及び側面に横断幕を取り付け、地域の方々への広報活動を行った。（写真－５）

写真－５　車両横断幕

５．効果と課題

今回の君津市への路面清掃車の貸付により、君津市ではコスト縮減効果もあり、概ね好評であった。千葉国道としては路面清掃車の作業が無い時に、機械を有効かつ効率的に運用が出来たと考えている。ただし、今回は事前に調整を行ってから申請を受理したが、それでも契約を経て貸付まで２ヶ月弱の期間が必要であったため、手続きの簡略化を検討するべきだと考える。

６．まとめ

今回の取り組みは、千葉国道が所管する直轄国道の適切な維持管理に向けた取り組みにとどまらず、地方道を含めた道路ネットワーク全体の健全化に向け、地方自治体と密接に連携したものであり、今後も地方自治体のニーズを踏まえ、所管する維持用建設機械の稼働状況等を見極めながら、道路の維持管理コストの縮減や維持作業の効率化を図っていきたい。